静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

令和5年5月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-116

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-99)の一部を次の ように改正する

t_うに改正する。	
改正前	改正後
(特別休暇)	(特別休暇)
第10条 会計年度任用職員の特別休暇は、次の	第10条 会計年度任用職員の特別休暇は、次の
各号に掲げる場合における休暇とし、その期	各号に掲げる場合における休暇とし、その期
間は当該各号に定める期間とする。	間は当該各号に定める期間とする。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 夏季において心身の健康の維持及び増進	(4) 夏季において心身の健康の維持及び増進
又は家庭生活の充実のため勤務しないこと	又は家庭生活の充実のため勤務しないこと
が相当であると認められる場合 一の会計	が相当であると認められる場合 一の会計
年度の6月から <u>9月</u> までの期間内において	年度の6月から <u>10月</u> までの期間内において
別表第2に定める日数以内で必要と認める	別表第2に定める日数以内で必要と認める
期間	期間
(5)~(18) (略)	(5)~(18) (18)
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)
別表第2(第10条関係)	別表第2(第10条関係)
6月から <u>9月</u> ま 1週間の勤務 <u>期間</u>	6月から <u>10月</u> ま 1週間の勤務 <u>日数</u>

での任用期間

(略)

時間

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

時間

附 則

での任用期間

(略)

この規則は、公布の日から施行する。